

## 『売上アップ保証型営業支援サービス W』規約

甲と乙とは、甲が乙のために行う営業代行に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

甲	住所 : 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館 20階 会社名 : ラフ・メイカー株式会社 氏名 : 代表取締役 田口 恭平
乙	住所 : 会社名 : 氏名 :
契約締結日	
特記事項	

### 第1条 規定

#### 【商材の制限】

本契約は、法人契約となる為、甲及び乙の合意があれば、上記マッチングのため甲が乙の営業代行として紹介先企業に対して営業する乙の商材に関し、乙は甲に対し無制限に依頼することができます。ただし、第2条に規定する対象外職種を除きます。

#### 【登録内容の変更】

オフィス移転などの理由により、乙に関し、本契約（本規約）に定める内容または当該規約や甲が保有する乙の登録情報に変更が生じた場合は、乙から甲に対して、速やかに報告するものとします。

※例：住所や電話番号等の変更

### 【旧字体の扱いについて】

甲はインターネットサービスを用いたサービス提供を行うにあたり、システム上の手続きやマッチング時の会員同士の検索を迅速に対応することを目的とし、乙の名前に旧字体が含まれる場合は、略字体へ変更を行い登録及び使用するものとします。

例) 渡邊⇒渡辺、齋藤⇒斉藤

### 【メッセージの送信について】

乙と甲との連絡ツールは、原則としてラインワークスのメッセージ機能を用いて連携を図るものとします。甲の乙に対するメッセージの送信については、担当者に限らず、甲のスタッフが代理で行う場合があります。また、甲の“ラフメイカーマスター”による管理アカウントで代理返信やご案内メッセージ等を送信する場合があることを、乙は予め容認するものとします。

### 【乙の退職、事業の終了等の場合の本契約の継続】

乙が、法人ないし個人事業主等でなく、法人ないし個人事業主等の従業員である場合、乙の異動・退職によっても、本契約は終了せず、継続することができます。ただし、乙の法人、個人事業主等の他の従業員への権利譲渡、契約者の変更はできません。次の転職先等における事業において、弊社サービスをご利用ください。

### 【お客様間のトラブルについて】

乙と、甲からの紹介先間とのトラブルに関しては、乙と紹介先との間で処理するものとし、甲は当該トラブルについて、一切の責任を負わないものとします。ただし、甲に当該トラブルの直接的な原因がある場合は、トラブルの解決に甲も関与するものとします。当該トラブルが甲の責に帰すべき事由により生じた場合には、甲は、合理的な範囲において、事実関係の説明、情報提供または助言等の協力を行うものとし、当該トラブルの解決を保証し、または当事者として交渉・紛争解決を行う義務を負うものではありません。

### 【個人情報について】

甲は、保有する個人情報に関して適用される日本国法令、その他規範を遵守し、お客様の情報を適切に管理いたします。個人情報担当窓口は下記の通りです。

Mail:info@laugh-maker.jp

### 【情報の開示について】

本契約に基づき甲が乙に提供するサービス（以下「本サービス」という）において知り得た他の会員の個人情報については、当事者の許可なく情報公開することを一切禁止とする。

また、イベント時で撮影した写真や動画を SNS 及び掲示板への投稿する場合、当事者各人へ乙が許可を取るものとします。

万が一 SNS のタグ付等で、許可無く乙が上記事項に反し、プライバシーを侵害することでトラブルが生じた際は、甲は一切関与しないものとします。

### 【営業時間】

営業時間は平日 9 時～17 時半です。

平日 17 時半以降、又土日祝日に頂戴したメッセージやお電話の対応は、翌営業日となりますので、予めご了承ください。ただし、甲のスタッフより上記以外の時間帯にご連絡を差し上げることがございます。

※夏季及び冬期休暇時も同様とし、年度で変動がございますので、予めご了承ください。

## 第 2 条 クライアント条件

### 【提供サービスの質の確保について】

乙は甲からの信頼関係における紹介のもと、甲経由の成約者に対して、上質なサービスの提供に努めます。

※甲が紹介した乙のサービス利用者からのクレームが甲に入り、乙に対してのサービス改善の要求などに誠意をもって、ご対応頂けない場合は、本サービスの利用を停止させて頂くものとします。

### 【当該サービスにおける対象外職種について】

(1)MLM に該当するネットワークビジネス

※ただし、物販のみであれば可能とします。

(2) 商材の内容、事業形態、市場性その他の事情を総合的に勘案し、甲のリソース上、本サービスによる売上向上支援を行うことが合理的に困難であると甲が判断した商材。

前項各号への該当性については、甲が合理的な根拠に基づき判断するものとし、乙から求めがあった場合には、その判断理由を説明するものとします。

## 第 3 条 料金関連事項

### 【サービスの提供期間について】

2026 年 6 月 1 日から 2027 年 5 月 31 日までの 1 年間を本契約に基づき甲が乙に提供するマーケティングコンサルティングおよび見込み顧客・ビジネスパートナーの紹介等のサービス（以下「本サービス」という）の提供期間と定めます。

ただし、本サービスに基づき甲が乙に紹介した紹介先企業が、甲の依頼により当該紹介時

に営業を行った乙の商材を乙から購入し、当該取引により乙に発生した当該商材の粗利額の合計が、前記サービス提供期間中に 6,600,000 円（税込）に達しない場合には、甲は、無償にて本サービスの提供期間を延長するものとします。

なお、本項における「粗利」とは、乙が当該商材を販売することにより得た売上高から、当該商材の仕入原価および直接原価を控除した金額をいい、その算定方法については、甲乙協議のうえ合理的に定めるものとします。

前項に定める粗利額の合計が 6,600,000 円（税込）に達した時点をもって、本契約は終了するものとします。

**【料金体系】**（※すべて税込金額）

登録料：3,300,000 円（税込）

**【契約のキャンセル・クーリングオフについて】**

本サービスは、登録後のキャンセルはできません。本サービスは、契約主体が法人・個人であることを問わず、事業者間取引に該当し、クーリングオフの適用対象外となります（特定商取引に関する法律第 26 条）。

**【支払方法について】**

登録料のお支払い方法は以下の通りとなります。

**銀行振込（お支払金額：3,300,000 円（税込））**

支払期日：原則、直近の 1 日・5 日・10 日・15 日・20 日・25 日・30 日・末日

---

**【振込先】** 三井住友銀行（金融機関コード 0009）

トランク NORTH 支店（支店コード 403）普通 0473520

ラフメイカー（カ）

---

2. 乙は、前記支払期日までに、甲が発行する請求書に基づき、上記金額を支払うものとします。この場合における振込手数料は、乙の負担とします。

3. 甲に事前に相談もなく、乙が利用料金の支払を遅滞した場合、年 3%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとします。

**【会費の払い戻し・中途解約】**

本契約代金は、理由のいかんを問わず、原則として払い戻しを行わないものとし、乙による中途解約も受け付けないものとします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、乙は、当該事由に応じて、未提供部分に相当する契約代金の返還を甲に求めることができるものとします。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により、本契約に基づくサービスの全部を提供できない場合
- (2) 本契約が、法令により無効、取消しまたは解除された場合

#### 【契約の更新について】

本契約は、【サービスの提供期間について】に記載のとおり、乙の商材に関する粗利が期間中に 6,600,000 円（税込）に達しない場合を除き、本サービス提供期間の満了をもって契約終了となります。乙が契約の更新をご希望の場合は、再度甲まで契約更新のご意向の連絡をお願いいたします。その場合、再度契約代金が発生いたします。

#### 【紹介制度】

乙が甲の提供するサービスにおけるクライアント様となり得る方を甲にご紹介いただき、成約になりましたら 1 件につき、登録料（税込）の 10% を紹介料として、お支払いします。

※お支払いは、新規登録者の登録料のお支払い完了月の翌月末に請求書をご発行いただき、翌々月末にお支払いします。

※紹介制度はあくまで本契約期間内にいただいたご紹介のみに適用します。ただし、契約期間内にクライアント様の締結・入金 of 完了の必要はございません。

※新規登録者の登録料のお支払いが完了しない限り、ご紹介料をお支払いする事ができませんので、予めご了承ください。

※免税事業者（インボイス発行事業者ではない）の場合は、税抜きでご請求書の発行をお願いいたします。

#### 【甲の本契約における提供義務】

1. 甲は、乙に対し、乙の商材に関するマーケティングコンサルティング（以下「本コンサルティング」という）を提供するものとします。

本コンサルティングの提供回数については、原則として制限を設けないものとします。

2. 甲は、本コンサルティングの一環として、乙の商材に関する戦略立案、課題整理、改善提案等を目的としたオンラインミーティングを、代表田口との間で随時実施するものとし、最低月 1 回開催するものとします。

3. 甲は、前各項に定めるマーケティングコンサルティングとは別に、甲の裁量により、乙

の商材に関する見込み顧客またはビジネスパートナーを紹介します。

4. 甲は、弊社が運営する経営者交流会に乙を招待し、マッチングの機会を提供します。

### 【サービス内容について】

#### 1. コンサルティング

##### (マーケティングコンサルティングについて)

コンサルティングに関しては、甲の代表田口が行います。回数制限はございませんがセミナーの開催などを行いません。あくまでも個別案件におけるコンサルティングを条件とします。

##### (セールスシートについて)

乙においてセールスシート（商談資料）がない場合は、甲は乙から作成を承ります。作成には1～2週間の期間を要するものとします。

#### 2. マッチング

##### (マッチングについて)

甲がご紹介先候補の企業を乙に提示し、乙が当該ご紹介先候補を確認後、甲が乙とご紹介先企業をお繋ぎします。甲が乙に紹介する企業は、乙が甲に対し提供する候補者リストの中から、甲が本契約における営業代行として当該候補者リストの中からアポイントメントをとった企業とします。もっとも、乙が候補者リストを甲に提供しない場合、甲は自ら紹介先企業を探し、乙に対し紹介することとします。

※甲はマッチングに関するご質問などは随時お受付いたしておりますので、お気軽に申しつけください。

##### (マッチングの方法と流れについて)

マッチングの方法については、紹介先企業担当者と乙を、原則ライングループにてマッチングを行います（以下、当該ライングループを「マッチンググループ」といいます。）が、難しい場合は、Messenger での対応も可能です。スレッド作成は甲が行い、マッチングの意図を添えます。その後は、乙及び紹介先企業の双方で日程調整をお願いします。

##### (マッチング後の対応について)

- (1) 乙及び紹介先企業は、双方の事業内容に傾聴することを前提とします。
- (2) マッチンググループ作成後は、乙及び紹介先企業には迅速に対応して頂きます。
- (3) マッチンググループは、情報共有の為、甲の社員を含むものとします。
- (4) マッチング後の乙及び紹介先企業のお打ち合わせにおいて、日程変更した際には日程変

更を依頼した側から必ず再度日程調整のご連絡をお願いします。

#### (マッチング結果の報告について)

甲による乙へのマッチングの精度を高めるため、原則全てのマッチングに対して、商談の開催後に乙は甲に対し商談内容をフィードバックするものとします。

#### (利益不開示について)

甲からのマッチングにて成約したにも関わらず、乙から甲にその旨の報告がない場合、もしくは甲からの確認に対して乙が正確にご返答をされない場合、または虚偽の報告をしたことが発覚した場合は、不正とみなし、本契約において定められる甲が乙に提供するサービスの利用を停止します。

### 3. イベント

#### (イベント案内)

甲は、サービス提供の一環として、乙に弊社が運営する経営者交流会のご案内イベントのご案内を送信します。

### 第4条 重要事項に係る変更通知義務

甲および乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方にその旨を通知するとともに、関係諸官庁への届出及び申請等も遅滞なく処理しなければならない。

- (1) 法人の名称又は商号の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更
- (4) 組織、資本構成の変更（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、議決権の3分の1以上の株式の変動）
- (5) その他経営に重大な影響を及ぼす事項があるとき

### 第5条 秘密保持

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはなりません。本契約に関して本契約の終了後も、甲のクライアント内、若しくは関係者等に本契約内容を開示または漏洩してはなりません。契約違反が発覚し、甲が損害を被った場合は、相応の被害額に加え、以降の事業の売上に影響をきたす可能性がある範囲を協議し、相応の損害賠償を乙に請求するものとします。

## 第6条 期限の利益の喪失

甲または乙において次の各号の一に該当したときは、当該当事者は相手方からの何らの通知催告を要せず、本契約により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失します。

一. 本契約または個別契約の条項に違反したとき

一. 破産、会社更生、民事再生の手續開始の申立てをなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき

一. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき

一. 解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議したとき

一. 財産状態が悪化し、または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

## 第7条 暴排条項

1. 本契約の一方当事者が以下各号のいずれかに該当することが判明した場合、相手方当事者は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができます。

(1) 暴力団または暴力団員

(2) 暴力団員でなくなってから5年を経過しない者

(3) 暴力団または暴力団員が経営を支配し、または経営に実質的に関与している者

(4) 暴力団または暴力団員と密接な関係（資金提供、利益供与及び密接交際を含む）を有する者

(5) 及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 本契約の一方当事者が以下各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合、相手方当事者は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができます。

(1) 暴力的要求行為（暴力団対策法第9条各号に定める行為をいう。）

(2) 暴行・脅迫・強要・業務妨害行為、及びその他の違法行為

(3) 前号のほか、不当な要求行為

3. 前各項の規定に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により生ずる損害について、相手方当事者に対し賠償の責めを負いません。

## 第8条 契約解除

本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、履行しないときは契約を解除できるものとします。

## 第9条 不可抗力免責

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、

輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負いません。

## 第10条 合意管轄

本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとします。